

二本松市障がい者活躍推進計画

機 関 名	二本松市
任 命 権 者	二本松市長、二本松市議会議長、二本松市選挙管理委員会、二本松市代表監査委員、二本松市農業委員会、二本松市教育委員会
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	本市における障がい者雇用数は13人（重度障がい者が8名、障がい者が5名）となっている。令和6年度までの障害者任免状況は、法定雇用率を達成するために必要な職員数を満たしているが、令和8年7月に3.0%まで引き上がることや、現在雇用している障がい者の定年退職等を踏まえ、今後も計画的に障がい者雇用を推進する必要がある。 また、在職中の障がい者である職員の不本意な離職を生じさせないよう職場への定着を図るための環境整備及び組織的なサポートを行う必要がある。
目 標	
(1) 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各 年 度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参 考）令和6年6月1日時点の実雇用率 2.76%（法定雇用率2.8%） （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
(2) 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
(3) キャリア形成に関する目標	【障がい者が担当する職務の拡大】 障がい者が活躍できる新たな職域を開拓していく組織づくりを進める。 （評価方法）毎年度、人事記録を元に把握・進捗管理。
取 組 内 容	
(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として、総務部長を選任する。 ○障がい者職業生活相談員（人事行政課長）を含め、人事行政課職員係内に障がい者である職員の相談窓口を設置する。 ○相談窓口及び組織内の人的サポート体制を整備し、組織外の関係機関（労働局、ハローワーク等）と連携を図り、支援体制について整理したうえで関係者間で共有する。
(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力・特性等を把握し、可能な限り障がい者本人の希望に沿った職務の選定及び創出について検討を行うなど、障がい者と業務の適切なマッチングを図る。
(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談時など定期的な面談や本人の申出による面談により必要な配慮等を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、研修や継続的に必要な措置を講じる。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
(4) その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。